介護保険制度をご存知ですか?

・介護保険制度とは

日常生活において支援が必要になった場合、1割~3割の負担で介護保険サービスを利用することができます。

具体的には、在宅と施設でサービスが利用できます。

例 在宅:デイサービス、ヘルパー、福祉用具のレンタル、住宅改修など。

施設:特別養護老人ホーム、老人保健施設など。

・対象年齢

65 歳以上の方は介護保険を申請できます。また、40 歳以上で 65 歳未満の方も特定疾病 に該当すれば、申請は可能です。

・申請の流れ

お住まいの市町村の各窓口にて申請します(申請時の持参物:介護保険被保険者証、印鑑)



実際に市町村職員がご本人様の様子を見に来られます。その際、ご家族様に同席していただきます。

病院が主治医の意見書を市町村へ提出し、訪問調査の内容と合わせて介護度が審査されます。介護度は要支援 $1\sim2$ 、要介護 $1\sim5$ の 7 段階あり、介護度によって利用できるサービスが異なります。結果が出るまでに約1 ヶ月かかるので、お早めにご申請ください。

・介護サービスの利用

①要支援の場合:地域包括支援センターのケアマネージャーへご相談になります。

※自治体によって相談先が変わります。

②要介護の場合:居宅介護支援事業所のケアマネージャーへご相談になります。

※事業所の一覧は市町村から配布され、その中から選択します。

<u>ご不明な点は、下記までお問い合わせください。</u>

小林病院 地域医療連携室(訪問リハビリテーション室内)

TEL: 0465-22-3161 (代表) FAX: 0465-21-3372 (直通)

